根室市教育委員会規則第６号

根室市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年　４月２４日

根室市教育委員会
教育長　波　岸　克　泰

令和５年　４月２４日
根室市教育委員会規則第６号

根室市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則

根室市青少年センター条例施行規則（昭和５５年根室市教育委員会規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第５条を次のように改める。

（使用形態）

第５条　施設の使用は、専用使用及び随時使用に区分する。

２　「専用使用」とは、施設の全部又は一部を団体又は個人に専ら使用させることをいう。

３　「随時使用」とは、施設を随時、団体又は個人に使用させることをいう。

第５条の次に次の２条を加える。

（専用使用者の申請）

第５条の２　施設を占有して使用しようとする者（以下「占有使用者」という。）のうち専用使用をしようとするものは、使用開始日の10日前までに、使用許可申請書（様式第１号）を教育委員会に提出し、使用許可書（様式第２号）の交付を受けなければならない。

（使用券の交付）

第５条の３　占有使用者のうち、トレーニング機械を随時使用しようとする者は、様式第３号に定める様式による使用券の交付を受けなければならない。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。

第６条中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

（５）　身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けた者　本人及び介護者１名の使用料の免除又は４０％減額

第６条に次の１項を加える。

２　トレーニング機械を使用する者のうち、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けた者は、いずれかの手帳を受付員に提示することで、本人及び介護者１名の使用料を無料とする。

第７条第１項、第８条及び第９条中「使用者」を「占有使用者」に改める。

様式第３号を次のように改める。

様式第３号

NO	NO
トレーニング機械使用券控	トレーニング機械使用券
中学生・高校生用	中学生・高校生用
一　　般　　用	一　　般　　用
発行年月日　　年　　月　　日	発行年月日　　年　　月　　日
使用料　　円	使用料　　円
取扱者印	年　　月　　日　当日限り有効
根室市教育委員会	根室市教育委員会教育長　印

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の根室市青少年センター条例施行規則の規定は、令和５年４月１日から適用する。